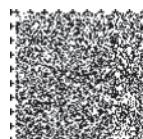
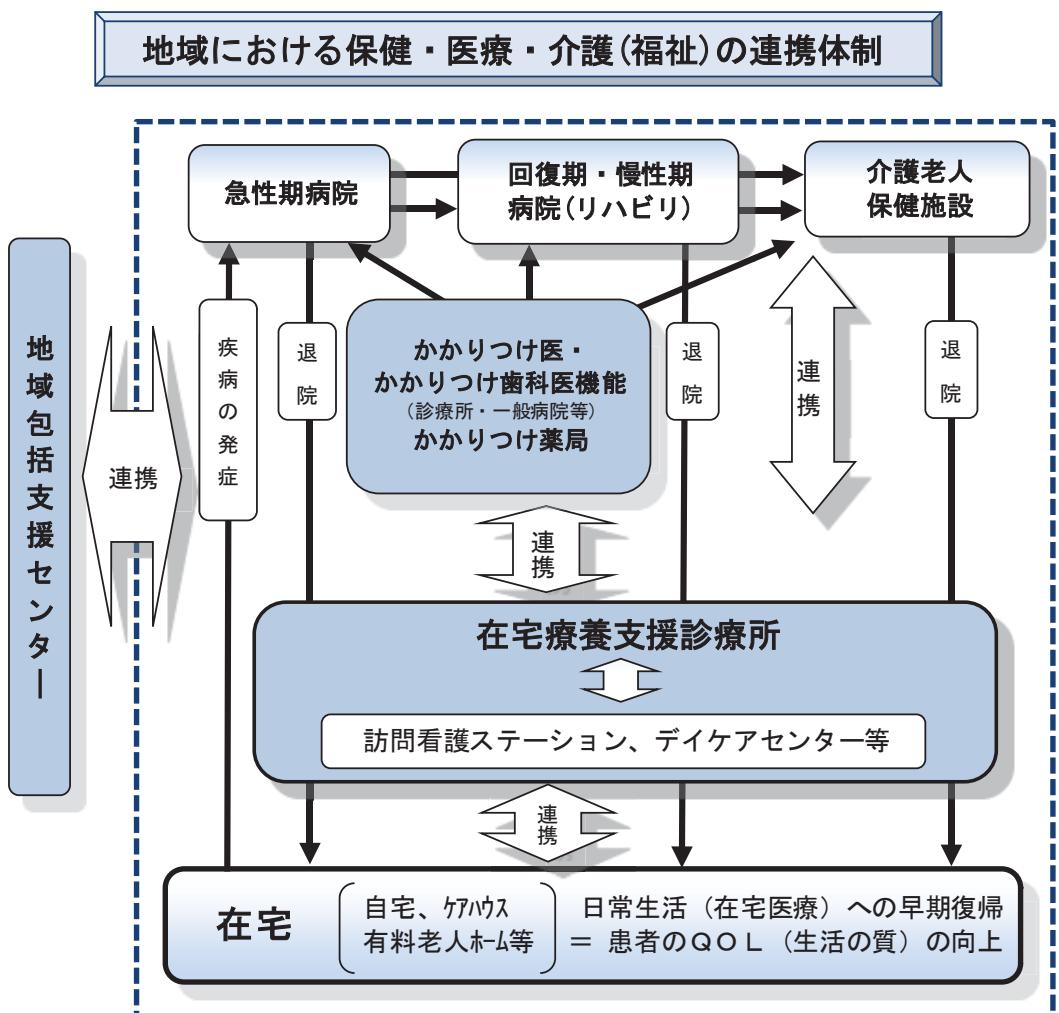


第5章 | 保健・医療・介護（福祉）の総合的な取り組み

【第1節】 保健・医療・介護（福祉）の連携

1.切れ目のない連携体制の構築

- 保健・医療・介護（福祉）サービスは、それぞれの制度に基づいて提供されていますが、県民にとっては分けることのできない一連のサービスです。近年、高齢化の進展や疾病構造の変化、県民ニーズの多様化等により、保健・医療・介護（福祉）の各分野において機能を発揮するだけでなく、それぞれの分野同士が連携を図り、総合的かつ一体的に提供することが求められています。
- 本計画では、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージ特有の課題に対応した、健康づくりや疾病への対策の構築に取り組むとともに、疾病予防から治療、介護に至るまで多様なサービスが切れ目なく一貫して提供される医療連携体制の構築を目指します。



2.保健福祉関連計画との関係

- 患者が退院後においても継続的に適切な医療を受けられ、QOL（生活の質）を落とすことのないよう、保健・医療・介護（福祉）のそれぞれの分野において業務の連携を図ることが重要です。そのためには、それぞれのサービス提供の根拠となる関連計画においても施策の整合を図り、サービスを一体的に提供することが必要です。

〔 和歌山県保健医療計画と関連する現行計画 〕

| 計画名 | 計画期間 | 根拠法令等 | 所管課 |
|----------------|----------------------|----------------------|-------|
| 和歌山県介護保険事業支援計画 | 平成 24～26 年度 (5 次) | 介護保険法第 118 条 | |
| 和歌山県老人福祉計画 | 平成 24～26 年度 (6 次) | 老人福祉法第 20 条の 9 | 長寿社会課 |
| 和歌山県医療費適正化計画 | 平成 25～29 年度 (2 期) | 高齢者の医療の確保に関する法律第 9 条 | |
| 和歌山県健康増進計画 | 平成 25～34 年度 (3 次) | 健康増進法第 8 条 | 健康推進課 |
| 和歌山県がん対策推進計画 | 平成 25～29 年度 (2 次) | がん対策基本法第 11 条 | |
| 和歌山県障害福祉計画 | 平成 24～26 年度 (3 期) | 障害者自立支援法第 89 条 | |
| 和歌山県障害者計画 | 平成 15～25 年度 (3 次) | 障害者基本法第 11 条 | 障害福祉課 |

- 和歌山県保健医療計画及びそれに基づく具体的な施策を進めるにあたり、他の関連計画と整合性を確保するため、保健・医療・介護（福祉）の各施策の連携を十分に図り、県民に対する一体的なサービス提供に努めます。

- ① 和歌山県介護保険事業支援計画及び和歌山県老人福祉計画
 - ・地域包括ケア体制の構築、介護サービスの提供、介護予防、認知症対応
- ② 和歌山県医療費適正化計画
 - ・住民の健康の保持の推進、医療の効率的な提供の推進
- ③ 和歌山県健康増進計画
 - ・健康づくり、生活習慣病予防
- ④ 和歌山県がん対策推進計画
 - ・がん予防、緩和ケア
- ⑤ 和歌山県障害福祉計画及び和歌山県障害者計画
 - ・障害児(者)への医療的ケア、精神保健福祉、精神科救急医療

